

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（特別急行列車「赤い星」号の運行開始等に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(急行券の発売)	(急行券の発売)
第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。	第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。
(中略)	(中略)
2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。	2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。
(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。	(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。
(中略)	(中略)
(8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。	(8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 <u>ただし、全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</u>
(中略)	(中略)
(特別車両券の発売)	(特別車両券の発売)
第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。	第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。
(1) 特別車両券(A)	(1) 特別車両券(A)
(中略)	(中略)
2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。	2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。

現 行	改 正
(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。 （中略） (8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 （中略）	(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。 （中略） (8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。<u>ただし、全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</u> （中略）
第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。 (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額） （中略） 3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は	第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。 (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額） （中略） 3 前項の規定にかかわらず、<u>北海道旅客鉄道会社線</u>、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅

現 行	改 正
乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。 (中略) 4 前項の場合であって、四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が8人の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、<u>当該旅客が2人以上の場合に限ってこれを認めるものとする。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより2人に達するときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。</u>	客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。 (中略) 4 前項の場合であって、<u>北海道旅客鉄道会社線内又は</u>四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、<u>次の各号により取り扱うものとする。</u> (1) <u>北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の個室</u> イ <u>設備定員が5人の個室</u> <u>当該旅客が4人のときに限ってこれを認めるものとする。</u> ロ <u>設備定員が6人の個室</u> <u>当該旅客が5人のときに限ってこれを認めるものとする。</u> (2) <u>四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が8人の個室</u> <u>当該旅客が2人以上のときに限ってこれを認めるものとする。</u> (3) <u>前各号の規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室を占有使用して乗車することを認める場合であって、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより前各号に定める人員に達するときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃及び特別急行料金を収受する。</u>
(中略) (特別車両料金) 第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A) (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(リ)以外の特別車両料金(A)	(中略) (特別車両料金) 第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A) (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(リ)以外の特別車両料金(A)

現 行							改 正						
営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで	800 キロ メートルまで	801 キロ メートル以上	営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	400 キロ メートルまで	600 キロ メートルまで	800 キロ メートルまで	801 キロ メートル以上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790	料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790
(中略)							(中略)						
(ハ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)							(ハ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)						
a b <u>及びc</u> 以外の特別車両料金(A)							a b、 <u>c、d及びe</u> 以外の特別車両料金(A)						
第1号イの(イ)に定める料金							第1号イの(イ)に定める料金						
b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)							b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)						
営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで					営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで				
料金	円 8,300	円 9,800					料金	円 8,300	円 9,800				
c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)							c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)						
営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで					営業キロ 地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで				
料金	円 4,450	円 5,950					料金	円 4,450	円 5,950				
							d 「赤い星」車両で運転する列車に対して適用する特別車両料金 (A)						
							営業キロ 地帯	<u>150 キロ メートルまで</u>	<u>200 キロ メートルまで</u>	<u>250キロ メートルまで</u>	<u>300キロ メートルまで</u>	<u>301キロ メートル以上</u>	
							料金	円 9,000	円 10,000	円 11,000	円 12,000	円 13,000	
							e 「青い星」車両で運転する列車に対して適用する特別車両料金 (A)						
							営業キロ 地帯	<u>50 キロ メートルまで</u>	<u>100キロ メートルまで</u>	<u>150キロ メートルまで</u>	<u>200キロ メートルまで</u>	<u>201キロ メートル以上</u>	
							料金	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,500</u>	円 <u>4,300</u>	円 <u>5,100</u>	円 <u>6,000</u>	

現 行	改 正												
(中略)	(中略)												
(f) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)	(f) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)												
a b 以外の特別車両料金(A)	a b <u>及び c</u> 以外の特別車両料金(A)												
第 1 号イの(i)に定める料金	第 1 号イの(i)に定める料金												
b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、 <u>特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号</u> に対して適用する特別車両料金(A)	b 特別急行列車伊予灘ものがたり号 <u>及び</u> 特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)												
<table><tr><td>営業キロ</td><td>100 キロ</td></tr><tr><td>地帯</td><td>メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 <u>1,700</u></td></tr></table>	営業キロ	100 キロ	地帯	メートルまで	料金	円 <u>1,700</u>	<table><tr><td>営業キロ</td><td>100 キロ</td></tr><tr><td>地帯</td><td>メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 <u>2,500</u></td></tr></table>	営業キロ	100 キロ	地帯	メートルまで	料金	円 <u>2,500</u>
営業キロ	100 キロ												
地帯	メートルまで												
料金	円 <u>1,700</u>												
営業キロ	100 キロ												
地帯	メートルまで												
料金	円 <u>2,500</u>												
	<u>(a) (b) 以外の特別車両料金(A)</u>												
	<table><tr><td><u>営業キロ</u></td><td><u>100キロ</u></td></tr><tr><td><u>地帯</u></td><td><u>メートルまで</u></td></tr><tr><td><u>4人で利用する場合の料金</u></td><td><u>2,250円</u></td></tr><tr><td><u>3人で利用する場合の料金</u></td><td><u>3,000円</u></td></tr></table>	<u>営業キロ</u>	<u>100キロ</u>	<u>地帯</u>	<u>メートルまで</u>	<u>4人で利用する場合の料金</u>	<u>2,250円</u>	<u>3人で利用する場合の料金</u>	<u>3,000円</u>				
<u>営業キロ</u>	<u>100キロ</u>												
<u>地帯</u>	<u>メートルまで</u>												
<u>4人で利用する場合の料金</u>	<u>2,250円</u>												
<u>3人で利用する場合の料金</u>	<u>3,000円</u>												
	<u>(注) 1人当りの料金とする。</u>												
	<u>c 特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)</u>												
	<table><tr><td><u>営業キロ</u></td><td><u>50 キロ</u></td><td><u>100キロ</u></td></tr><tr><td><u>地帯</u></td><td><u>メートルまで</u></td><td><u>メートルまで</u></td></tr><tr><td><u>料金</u></td><td>円 <u>1,700</u></td><td>円 <u>2,500</u></td></tr></table>	<u>営業キロ</u>	<u>50 キロ</u>	<u>100キロ</u>	<u>地帯</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>	<u>料金</u>	円 <u>1,700</u>	円 <u>2,500</u>			
<u>営業キロ</u>	<u>50 キロ</u>	<u>100キロ</u>											
<u>地帯</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>											
<u>料金</u>	円 <u>1,700</u>	円 <u>2,500</u>											
(中略)	(中略)												
ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)	ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)												

現 行	改 正																																						
(イ) (ロ) 及び(ニ) 以外の 4 人個室に対して適用する特別車両料金(A) (中略) (ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A) <table><tr><td></td><td>設備定員 8 人</td></tr><tr><td>1 室当りの料金</td><td>円 33,600</td></tr></table>		設備定員 8 人	1 室当りの料金	円 33,600	(イ) (ロ) 及び(ニ) 以外の 4 人個室に対して適用する特別車両料金(A) (中略) (ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A) <table><tr><td></td><td>設備定員 8 人</td></tr><tr><td>1 室当りの料金</td><td>円 33,600</td></tr></table> (チ) 「赤い星」車両で運転する列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) a b 以外の個室 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>150 キロ メートルまで</td><td>200 キロ メートルまで</td><td>250 キロ メートルまで</td><td>300 キロ メートルまで</td><td>301 キロ メートル以上</td></tr><tr><td>1 室当りの 料金 (設備定員 5人)</td><td>円 70,000</td><td>円 75,000</td><td>円 80,000</td><td>円 85,000</td><td>円 90,000</td></tr><tr><td>1 室当りの 料金 (設備定員 6 人)</td><td>円 84,000</td><td>円 90,000</td><td>円 96,000</td><td>円 102,000</td><td>円 108,000</td></tr></table> b 展望個室 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>150 キロ メートルまで</td><td>200 キロ メートルまで</td><td>250 キロ メートルまで</td><td>300 キロ メートルまで</td><td>301 キロ メートル以上</td></tr><tr><td>1 室当りの 料金 (設備定員 2人)</td><td>円 84,000</td><td>円 90,000</td><td>円 96,000</td><td>円 102,000</td><td>円 108,000</td></tr></table>		設備定員 8 人	1 室当りの料金	円 33,600	営業キロ 地帯	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	250 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上	1 室当りの 料金 (設備定員 5人)	円 70,000	円 75,000	円 80,000	円 85,000	円 90,000	1 室当りの 料金 (設備定員 6 人)	円 84,000	円 90,000	円 96,000	円 102,000	円 108,000	営業キロ 地帯	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	250 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上	1 室当りの 料金 (設備定員 2人)	円 84,000	円 90,000	円 96,000	円 102,000	円 108,000
	設備定員 8 人																																						
1 室当りの料金	円 33,600																																						
	設備定員 8 人																																						
1 室当りの料金	円 33,600																																						
営業キロ 地帯	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	250 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上																																		
1 室当りの 料金 (設備定員 5人)	円 70,000	円 75,000	円 80,000	円 85,000	円 90,000																																		
1 室当りの 料金 (設備定員 6 人)	円 84,000	円 90,000	円 96,000	円 102,000	円 108,000																																		
営業キロ 地帯	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	250 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上																																		
1 室当りの 料金 (設備定員 2人)	円 84,000	円 90,000	円 96,000	円 102,000	円 108,000																																		
(中略) ハ 第 58 条第 12 項の規定により発売する区画に対して適用する 1 人当りの	(中略) ハ 第 58 条第 12 項の規定により発売する区画に対して適用する 1 人当りの																																						

現 行	改 正																														
特別車両料金(A) (イ) <u>(ロ)以外の特別車両料金(A)</u> <u>イの(イ)に定める額とする。</u> (ロ) <u>スーパーアグリーンに対して適用する特別車両料金(A)</u> <u>イの(リ)に定める額とする。</u> (2) 特別車両料金(B) イ ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B) <table><tr><td>営業キロ</td><td>50 キロ</td><td>100 キロ</td><td>150 キロ</td><td>151 キロ</td></tr><tr><td>地帯</td><td>メートルまで</td><td>メートルまで</td><td>メートルまで</td><td>メートル以上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,010</td><td>円 1,260</td><td>円 1,810</td><td>円 1,990</td></tr></table> (中略) ホ <u>削除</u> (中略) (手数料の収受) 第 237 条の 3 第 18 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉	営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	料金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990	特別車両料金(A) (イ) <u>北海道旅客鉄道会社線内を運転する「赤い星」車両に対して適用する特別車両料金(A)</u> <u>イの(ハ)の d に定める額とする。</u> (ロ) <u>西日本旅客鉄道会社線内を運転する「はなあかり」車両に対して適用する特別車両料金(A)</u> <u>a b 以外の特別車両料金(A)</u> <u>イの(イ)に定める額とする。</u> <u>b スーパーアグリーンに対して適用する特別車両料金(A)</u> <u>イの(リ)に定める額とする。</u> <u>(ハ) 四国旅客鉄道会社線内を運転する「伊予灘ものがたり」車両及び「四国まんなか千年ものがたり」車両に対して適用する特別車両料金(A)</u> <u>イの(チ)の b の(b)に定める額とする。</u> (2) 特別車両料金(B) イ ロ、ハ、ニ、<u>ホ</u>、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B) <table><tr><td>営業キロ</td><td>50 キロ</td><td>100 キロ</td><td>150 キロ</td><td>151 キロ</td></tr><tr><td>地帯</td><td>メートルまで</td><td>メートルまで</td><td>メートルまで</td><td>メートル以上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,010</td><td>円 1,260</td><td>円 1,810</td><td>円 1,990</td></tr></table> (中略) ホ <u>北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (B)</u> <u>(イ) (ロ) 以外の特別車両料金 (B)</u> <u>イに定める額とする。</u> <u>(ロ) 「青い星」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金 (B)</u> <u>第 1 号イの (ハ) の e に定める額とする。</u> (中略) (手数料の収受) 第 237 条の 3 第 18 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉	営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	料金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990
営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ																											
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上																											
料金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990																											
営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ																											
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上																											
料金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990																											

現 行	改 正
とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。 (中略) 3 第 74 条の 4 第 3 項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する 1 室当りの特別車両料金について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 4 第 74 条の 4 第 4 項から第 8 項までの規定により旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 (以下略)	とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。 (中略) 3 第 74 条の 4 第 3 項及び第 4 項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する 1 室当りの特別車両料金について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 4 第 74 条の 4 第 5 項から第 8 項までの規定により旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室又は区画については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 (以下略)

附則

この通達は、2026 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 74 条の 4 第 4 項第 2 号、第 74 条の 4 第 4 項 3 号、第 130 条第 1 項第 1 号イの(㍑)及びハの(ハ)並びに第 237 条の 3 第 3 項及び第 4 項に係る改正は、2026 年 10 月 1 日乗車となるものから施行する。